第１　監査の概要

１　監査の種類

地方自治法第１９９条第２項に基づく一般行政事務の執行についての監査（行政監査）

２　行政監査のテーマ

収入未済額の債権管理について

３　監査の目的

収入未済額は厳しい経済情勢下において不良債権化するリスクの増大が懸念され、市の財政運営に大きな影響を及ぼすだけでなく、納期内に納付している者と滞納者との間の公平性を確保する観点からも見過ごすことができない問題であり、市の厳正な対応が求められている。

そこで、これらの収入未済額の滞納整理事務を中心とした事務処理が関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかなどの観点から監査を実施することにより、今後の適正な収入未済額の債権管理に資することを目的とする。

４　監査の対象

一般会計	市税	【財政経営部 収納推進課】
	市営住宅使用料	【都市整備部 市営住宅課】
特別会計	国民健康保険料	【健康部 保険年金課】
	介護保険料	【福祉部 介護・高齢福祉課】

５　監査の期間

平成２２年１２月７日から平成２３年１月２６日まで

６　監査の実施方法

監査の実施にあたっては、監査対象部局に対し提出を求めた資料等に基づき調査するとともに、関係職員からの事情聴取並びに担当課長等からも説明を聴取し、その後、作成された監査調書に基づき質問等による監査を実施した。

７　監査の着眼点

（１）収入未済額の状況

・収入調定額、収入済額、収入未済額、収納率及び不納欠損額の過去５年間の推移

（２）収入未済額にかかる記録

・滞納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録しているか。また、滞納者の実態は十分調査されているか。

（３）滞納整理事務

・督促、催告及び時効中断手続は適時、かつ適正に行われているか。

・必要に応じて徴収の猶予、分割納付などの緩和措置がとられているか。また、その手続は適正か。

・延滞金は適正に徴収しているか。また、これを免除しているものについては、理由及び手続は適正か。

（４）債権の保全、徴収努力

・滞納者に対し納付指導等を行い、債権の保全、収入未済額の徴収に努力しているか。また、その記録はあるか。

（５）滞納処分の実施状況
- ・滞納処分に伴う事務は適正に行われているか。
- ・滞納処分の執行停止は適正になされているか。
- ・時機を失せず、強制執行など債権の回収のための措置がとられているか。また、その手続は適正か。

（６）不納欠損処分の手続き
- ・不納欠損処分の手続は適正に行われているか。時効の起算点に誤りはないか。
- ・不納欠損処分に至るまでに徴収努力を尽くしているか。また、その記録はあるか。

（７）滞納整理の管理体制
- ・滞納整理方針が明確に示され、年間計画に従い、適正に行われているか。
- ・収納率を上げる取組みはなされているか。また、関係各課などとの連絡調整を行い、連携を密にしているか。

第２　監査対象の概要

（１）債権の分類

本市では非常に広範な行政サービスを展開しており、これに伴い住民等との間に発生する債権債務関係の法的な性格は必ずしも一様なものではない。一般的に市町村が有する収入未済をその債権としての側面から、保全、回収、処分等の法的に求められる取扱いごとに分類整理すると、下表のとおりである。また、本市の主な債権を４つに分類した。

債権に係る分類表

<table>
<tr><td rowspan="4">分　　類</td><td colspan="4">市町村の債権</td></tr>
<tr><td colspan="3">公法上の債権</td><td>私法上の債権</td></tr>
<tr><td colspan="2">強制徴収（滞納処分）ができる</td><td colspan="2">強制徴収（滞納処分）ができず、
強制執行が必要</td></tr>
<tr><td>地方税</td><td>分担金、加入金、過料、法律で強制徴収に関して定めのある使用料、手数料その他の地方公共団体の歳入</td><td>法律で強制徴収に関して定めのない使用料、手数料等</td><td>各種貸付金、公営水道の料金、公立病院の診療代、公営住宅の家賃等</td></tr>
<tr><td>督　　促</td><td>地方税法第３２９条ほか</td><td colspan="2">地方自治法第２３１条の３第１項</td><td>地方自治法施行令
第１７１条</td></tr>
<tr><td>延　滞　金</td><td>地方税法第３２６条第１項ほか</td><td colspan="2">地方自治法第２３１条の３第２項（四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第４条）</td><td>－</td></tr>
<tr><td>滞納処分</td><td>地方税法第３３１条ほか</td><td>地方自治法第２３１条の３第３項、
その他個別法の規定</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>強制執行等</td><td colspan="2">－</td><td colspan="2">地方自治法施行令第１７１条の２</td></tr>
</table>

消滅時効	原則５年（時効の援用は不要）			原則１０年（短期消滅時効が適用される債権も多数あり） ※時効の援用が必要
	地方税法第１８条	地方自治法第２３６条第１項、その他個別法の規定（※５年未満の債権もある）	地方自治法第２３６条第１項	
本市の主な債権 （公営企業会計も含む）	市税（５年）	国民健康保険料（２年） 介護保険料（２年） 保育所負担金（５年） 下水道使用料（５年）	生活保護費返還金（５年）	市営住宅使用料（５年） 住宅新築資金等貸付金（１０年） 水道料金（２年） 病院診療費（３年）

第３　監査の結果

収入未済額の債権管理について監査の結果、以下の指摘事項及び所見のとおり注意、検討又は改善を要するものが見受けられた。今後の債権管理にあたってはこれらに十分留意するとともに、改善を要するものについてはその措置を講ずるよう要望する。

なお、改善の措置を講じられたときは、遅滞なく通知されたい。

１　市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税）【担当課　財政経営部　収納推進課】

・市税の概要

市税は、地方公共団体がその行政に要する一般経費を賄うため、当該地方公共団体の住民等から徴収する課徴金であり、地方公共団体の財政収入の大半を占めるものである。四日市市の平成２１年度決算における市税収入は６１２億円で、一般会計歳入総額の５６．１%を占める重要な財源である。

地方税の徴収については、地方自治法第２２３条で「普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。」と定めており、地方税法第２条では「地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。」また、同法第３条では「地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。」と規定している。

市税条例は、市税として課する普通税として市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、また、目的税として事業所税、入湯税、都市計画税を定めている。

なお、徴収、収納の方法は次のような区別がある。

①　普通徴収　課税する側の方で、課税の内容を具体的に確定して徴収することをいい、個人市民税、固定資産税、都市計画税等がこれに該当する。（地方税法第 1 条第 1 項第 7 号）

②　申告納付　納税者が自ら税額を決め、これを申告して納める方法で、法人市民税、市たばこ税がこれに該当する。（地方税法第１条第１項第８号）

③　特別徴収　地方団体が特別徴収義務者を指定し、この者に納税義務者から税を徴収し納める方法で、個人市民税がこれに該当する。（地方税法第１条第１項第９号）

市税の納付方法については、納付書払、口座振替がある。市税全体の口座振替利用率は３２．７％である。市税の賦課については、市民税課及び資産税課で行い、市税の滞納整理については、収納推進課で行っている。収納推進課には、管理係、納税推進係、税外収納推進係、特別滞納整理係の４係があり、徴収、滞納整理を担当している。市税の滞納が継続している者に対し、督促、文書催告、電話による催告、窓口指導、市外・県外滞納整理活動などを継続して行い、滞納整理マニュアルに基づき財産調査や滞納処分を実施し、自主納税の推進や滞納整理に努めるとともに、小額滞納者に対するさわやかテレフォン、外国人納税者に対する納税相談や時差出勤による夜間窓口、休日相談窓口も開設している。

また、三重地方税管理回収機構には、職員１名を派遣し、滞納整理の困難な案件を移管することにより効率的な滞納整理に努めている。

平成２２年度からは市税のほか、税外収入の債権管理を一体的に取り扱うため、納税課を収納推進課に改組し、債権回収が困難な案件を市税の徴収と併せて迅速に行うことにより市全体の収納率向上を目指している。

・組織、人員

市税の徴収及び滞納整理に関する事務は、収納推進課の管理係、納税推進係、税外収納推進係、特別滞納整理係の４係で行っており、その組織図は、次のとおりである。

財政経営部長 ― 次長 ― 収納推進課長 ┬ 管理係　（職員１名）
├ 納税推進係（職員５名）
（さわやかテレフォン嘱託８名）
├ 税外収納推進係 (職員３名、再任用１名)
└ 特別滞納整理係（職員７名）
（うち三重地方税管理回収機構へ派遣１名）

＊ さわやかテレフォンとは小額滞納者に対する電話催告業務のこと。
（　　）は、徴収、滞納整理業務の担当者数

（１）収入未済額の状況について

平成１７年度から平成２１年度における収入未済額及び不納欠損額の推移は、下表のとおりである。

（単位：千円）

年度	区分	収入調定額	収入済額	収入未済額	収納率	不納欠損額
Ｈ２１	現年度	59,580,664	58,652,782	899,513	98.4%	28,369
	過年度	2,238,145	583,102	1,403,896	26.1%	251,146
Ｈ２０	現年度	61,677,656	60,739,346	933,946	98.5%	4,364
	過年度	2,104,559	559,194	1,317,673	26.6%	227,693
Ｈ１９	現年度	58,401,717	57,609,197	790,177	98.6%	2,344
	過年度	1,972,188	522,533	1,319,572	26.5%	130,083
Ｈ１８	現年度	51,790,824	51,161,576	624,445	98.8%	4,803
	過年度	2,239,072	594,431	1,342,972	26.5%	301,670

Ｈ１７	現年度	50,503,889	49,851,734	634,372	98.7%	17,783
	過年度	2,621,213	696,598	1,603,924	26.6%	320,691

＊ 収入未済額のある市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税を集計した。

＊ 数値は千円未満を四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。

（２）収入未済額に係る記録について

滞納整理システムは、滞納明細、調査結果及び交渉記録でまとめられており、①滞納明細としては、市税の賦課状況、収納状況、未納状況などを記録し、②調査結果では、滞納整理において財産調査など各種の調査結果を記録し、③交渉記録には、交渉方法、滞納理由、交渉内容、履行期限などが記録されていた。

また、滞納整理に係る記録簿としては催告書発送一覧表、差押調書綴、交付要求書綴、市外・県外滞納整理実績簿などがあり、さらに、時効中断手続きに係る書類としては督促状、分割納付申請書、差押調書や交付要求書などがあって、適正に記録、管理されていた。

(3) 滞納整理事務について

収入未済額の滞納整理については、滞納整理方針に基づき平成２１年度目標を設定し、滞納整理事務処理要綱及び滞納整理マニュアルによる統一した基準で計画的な事務執行体制がとられていた。

督促状は納期限後の２０日以内に発送され、督促状の戻り分については、住民登録の状況を調査し、再発送が行われ適切になされていた。居所不明者の把握については、住民登録情報、関係課、関係機関及び関係者調査などにより再発送が行われ、適切に処理がなされていた。住所の不明分については公示送達（＊）が行われている。

＊ 公示送達とは、書類の送達が不可能な場合に、地方公共団体の長が送達すべき書類を保管し、送達を受けるべき者に交付する旨を地方公共団体の掲示場に掲示して行う送達方法をいう。

催告書は現年度分年５回、過年度分として年２回を送付しており、分納誓約のあるものについては、滞納整理システムによる送付停止や抜取りによる発送の保留をもって業務執行の点検確認を行っていた。

生活困窮など配慮を要する滞納者に対しては、分納誓約など徴収の緩和措置がとられ、分割納付申請書により時効中断の理由や経過が記録されていた。

執行停止後の資力回復状況については、預貯金及び保険などの継続調査により執行停止に該当する事実がないと認められる場合に執行停止の解除手続がなされていた。

執行停止決議書に調査結果が一部記入されていないものがあった。

延滞金については、四日市市税条例に定めるところにより徴収されており、適切に事務処理がなされていた。

しかし、延滞金減免申請書に減免理由の条項等が一部記入されていないものがあった。また、減免した結果を滞納整理システムに記録していない事例があった。

（４）債権の保全、徴収努力について

地方税は地方税法で定められた公法上の債権で、国税徴収法により滞納処分による財産の強制徴収が可能な債権である。収入未済額の回収については文書催告、電話による催告、口頭などによる納税指導が行われているが、担税力があると認められる者には不動産、預金、保険、所得などの財産調査を行い、差押、参加差押（＊1）、交付要求（＊2）が実施され、差押調書綴などに記載されている。差押の対象としては、不動産、預金、給与等を執行している。時効の中断措置については、督促状、差押調書、交付要求書、分割納付申請書があり、平成２１年度の執行につ

いては差押９７３件、交付要求２１３件であった。

＊ １：参加差押とは、すでに他の行政機関の差押がある場合に、二番手以降として差押えることをいう。

＊ ２：交付要求とは、銀行等が裁判所に競売事件を起こした場合に、その競売代金から配当を受けるため、裁判所に市の債権額（滞納額）を届けることをいう。

（５）滞納処分の実施状況について

市税の滞納者については、現年分及び滞納繰越分の徴収など収入未済額の整理回収に努め、市税を完納しないときは、不動産、預金、給与等の差押及び参加差押並びに交付要求といった滞納処分を実施している。

また、参加差押、交付要求については先着手優先の原則があるため、情報収集に努め、配当などの債権保全や債権回収に努めている。

（６）不納欠損処分の手続きについて

平成２１年度に不納欠損処分を行った案件は、地方税法第１５条の７第４項により滞納処分を行う財産がない、生活困窮、滞納者及び財産の所在不明などの理由による執行停止が３年継続したもの（１５．１％）、同法第１５条の７第５項により納税義務の即時消滅（６３．５％）及び同法第１８条第１項により納税義務の時効による消滅（２１．４％）を理由とする不納欠損処分がなされ、適切な事務処理がなされていた。

平成２１年度においては、平成元年度以降の収入未済額を地方税法第１５条の７第４項、第５項、同法第１８条第１項の規定に基づき、生活実態・財産調査等を行い、不納欠損処分する要件を満たしているものについて、市長決裁により不納欠損処分がなされていた。

不納欠損処分に係る手続きについて時効の起算日に誤りはなく、督促、分納誓約、差押、交付要求による時効の中断措置も適切であった。

（７）滞納整理の管理体制について

管理体制については、電話の催告強化、夜間窓口の拡大、外国人対策、預貯金及び保険の差押などに加え、職員の職場研修を積極的に行なっており、日常業務に反映して取り組んでいた。税務３課では申告業務の補助などで相互に協力を行っていた。

三重地方税管理回収機構に対しては、職員１名を派遣し、滞納整理の困難な案件７０件、７，２８８万円を移管しており、着実に回収されつつある。なお、平成２１年度移管分の回収された滞納額は３，６０８万円（平成２２年１２月末現在）であった。

・指摘事項

（１）延滞金について

滞納原因の中には担税力に乏しいケースもあり、納付相談の際には、本税を優先して納付させ未納税額を減らす交渉をしている。しかし、延滞金の徴収・免除については厳格な運用が望まれる。延滞金の免除にあたっては、延滞金減免申請書に減免理由の条項や入力日の項目において記入漏れが見受けられたので、必要事項の記入漏れがないよう改めること。

また、減免した結果を滞納整理システムに記録していない事例が見受けられたので、決裁の後は滞納整理システムに記録するよう改めること。　【是正改善事項】

（２）滞納処分の執行停止について

滞納処分の停止決議書に調査結果が記入されていないものが見受けられたので、事務手続きの公正性を保つためにも必要な記録を残すよう改めること。　【是正改善事項】

・所　　見

（１）多重債務者の滞納整理について

平成２２年度から市税以外の債権で回収が困難な案件について徴収事務が移管されたが、関係各課との連絡調整のうえ、効果的かつ効率的な債権回収に努めること。

また、税外収入についてはそれぞれ個別のシステムで債権管理されているが、共同して滞納整理を行えるよう、情報の共有化に努めること。　【努力要望事項】

（２）現年度分の収納率の向上について

市税の現年度分の収納率の推移を見ると低下傾向が見られる。職員体制は減員などにより厳しい状況であるが、税外収入など重複する債権との効率的な滞納整理により、現年度分の収納率の向上、新たな収入未済額の発生の抑制に目標を定めて取り組まれることを要望する。

【努力要望事項】

（３）市民税の特別徴収について

市民税特別徴収の平成２１年度実績は、給与支払報告書提出事業所の４０．０%にとどまっているが、特別徴収は給与天引であるため、収納率の向上が期待できるものであり、課税課である市民税課と調整のうえ、事業所への制度の周知に努めること。　【努力要望事項】

（４）口座振替等の促進について

市税においては自主納税の周知に努力しているところであるが、平成２１年度の口座振替利用率は３２.７%となっている。この利用率を高めることにより、収納率の向上につながることから、口座振替の利用を促す仕組みについても検討のうえ、納付窓口、広報、市税案内文書などによるＰＲに努めて、口座振替の促進に引き続き努力すること。

また、納付する方法に多様な選択肢を設けることにより収納率の向上が期待できるので、コンビニ収納の拡大にも努力すること。　【努力要望事項】

（５）職員研修について

滞納整理には、法的な知識、対人折衝能力、滞納整理の実体験が必要である。課内研修ではテーマを決め事例発表や事務改善の提案を行っているが、職場研修（ＯＪＴ）を通じて職員のスキルアップや士気を高め、さらに滞納整理業務の推進に努力すること。　【努力要望事項】

２　国民健康保険料　【担当課　健康部　保険年金課】

・制度の概要

国民健康保険制度は、地域医療保険として、療養の給付、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など保険給付事業及びがん検診受診等への助成、脳ドックなど保健事業を行い、市民の健康保持と福祉の向上に大きな役割を果たしてきた。

国民健康保険制度は、市が保険者になり、特別会計で運営しているが、平成２１年度歳入の２７．３%を加入者からの保険料収入で賄っており、現年度と過年度繰越分を合わせたここ数年間の保険料収納率は７３%から６９%で推移している。近年の経済低迷により個人所得は減少しており、高齢化社会の進展と増大する医療費の中で、他の社会保険制度と比較して高齢者や低所得者の加入割合が高いため、国民健康保険の財政を圧迫する要因になっている。

国民健康保険料の世帯加入率は、３３．９%で、国民健康保険料は、「医療分」、後期高齢者医

療を支える「後期高齢者支援分」、介護保険を支える「介護分」の３つで構成されている。その保険料は、所得額に応じて負担する「所得割」、加入者全員が等しく負担する「均等割」、世帯ごとに等しく負担する「平等割」をそれぞれ計算したうえ、合計して保険料が決定される。平成２２年度の１年間の保険料限度額は６９万円となっている。

納付方法は自主納付、年金特別徴収、口座振替が選択できるようになっている。平成２１年度の口座振替利用率は約６０％であり、平成２１年度からはコンビニ収納も開始している。

保険料の賦課、徴収については、保険料収納室で担当しており、一定期間、保険料の未納が続くと、保険証を本証から被保険者資格証明書又は短期被保険者証（６か月証）に切り替え、滞納者と窓口相談する機会を増やし、保険料の早期納付を指導している。また、平成１５年度からは、納付指導員１２名を配置し、保険料の徴収とともに、滞納調査及び早期納付など巡回指導を行っている。また、平成２２年度からは、税外収入の債権回収を一本化するため、収納推進課に債権回収が困難な案件について移管を行っている。

・組織、人員

国民健康保険料の賦課、徴収及び滞納整理に関する事務は、保険年金課の保険料収納室で行っており、その組織図は、次のとおりである。

健康部長 ― 保険年金課長 ――― 課長補佐 ―┬ 管理係
├ 資格係
├ 給付係
└ 年金係

保険年金課長 ―― 保険料収納室長 ――― 保険料収納室
（職員５名、納付指導員１２名）

＊ 納付指導員とは、保険料の納付指導や滞納調査、徴収、口座振替の勧奨などを専門に行う職員のこと。
（　　）は、徴収、滞納整理業務の担当者数

（１）収入未済額の状況について

平成１７年度から平成２１年度における収入未済額及び不納欠損額の推移は、下表のとおりである。

（単位：千円）

年度	区分	収入調定額	収入済額	収入未済額	収納率	不納欠損額
Ｈ２１	現年度	8,606,449	7,603,843	983,098	88.4%	19,509
	過年度	2,958,134	355,611	1,933,145	12.0%	669,377
Ｈ２０	現年度	8,544,392	7,506,096	1,037,495	87.9%	800
	過年度	2,836,128	313,780	2,067,116	11.1%	455,233
Ｈ１９	現年度	9,551,709	8,573,866	976,183	89.8%	1,660
	過年度	2,734,829	274,382	1,953,476	10.0%	506,971
Ｈ１８	現年度	9,319,475	8,383,340	935,951	90.0%	183
	過年度	2,605,790	259,118	1,820,185	9.9%	526,488

Ｈ１７	現年度	8,673,681	7,763,590	909,387	89.5%	704
	過年度	2,833,994	239,432	1,724,756	8.5%	869,806

（２）収入未済額に係る記録について

滞納整理システムは、滞納明細、調査結果及び交渉記録でまとめられており、①滞納明細としては、保険料の賦課状況、収納状況、未納状況などを記録し、②調査結果では、滞納整理において各種調査した結果を記録し、③交渉記録には、交渉方法、滞納理由、交渉内容、履行期限などが記録されていた。

滞納状況及び滞納理由の把握並びに記録管理については適切に保存されていた。滞納者の実態調査についても、預貯金などの財産調査を実施している。

また、納入通知書などが返送され、連絡がとれない場合など居所不明者への対応については、住民登録情報の確認などを行い、再度発送するなど適切に事務処理が行われていた。

（３）滞納整理事務について

督促状の発送については、納期限後の２０日以内に発送されていた。督促状及び催告書の戻り分については、住民登録情報を調査し、再発送が行なわれ、住所不明分については公示送達が行われていた。

また、分割納付など時効中断手続きがなされており、履行状況の確認については、年４回の文書催告を行う時期に併せて実施していた。滞納者に対しては、文書催告のみならず、電話による催告、訪宅など収納活動の手引きに基づき、滞納整理事務がなされていた。

延滞金については、四日市市国民健康保険条例に定めるところにより徴収されており、適切に事務処理がなされていた。

しかし、延滞金減免申請書において申請理由や調査内容が記録されていないものや起案日、決裁印のないものが一部見受けられた。

（４）債権の保全、徴収努力について

国民健康保険料は法律で定められた公法上の債権であり、自力で強制徴収が可能な債権であるため、収納部門との合同滞納整理等のノウハウを活かして、保険年金課単独での滞納処分を行っている。

文書催告により来庁した者への納付指導、電話による納付指導を実施し、納付誓約が不履行となった世帯には、財産調査を行い、納付可能な世帯には差押等を実施している。

（５）滞納処分の実施状況について

国民健康保険制度上の滞納対策としては、本証を被保険者資格証明書又は短期被保険者証（６か月証）に切り替え、滞納者との窓口相談を行う機会を増やし保険料の早期納付を指導している。また、差押を前提とした預貯金などの財産調査や不動産、債権の差押、参加差押や交付要求などの滞納処分を行っていた。

滞納処分の執行停止決議書に調査結果が一部記入されていないものがあった。

（６）不納欠損処分の手続きについて

不納欠損処分の理由については、国民健康保険法第１１０条に基づく時効による消滅（７．６%）及び地方税法第１５条の７第４項に基づく処分する財産なし、生活困窮、所在不明（５７．０%）、同条第５項に基づく即時消滅（３５．４%）の理由により適切に不納欠損処分がなされていた。

不納欠損決議書に添付する調査結果が一部記録されていないものがあった。

平成２１年度分においては、平成元年度以降の収入未済額を地方税法第１５条の７第４項、第５項及び国民健康保険法第１１０条の規定に基づき、生活実態・財産調査等を行い、不納欠損処分を行う要件を満たしているものについて、市長決裁により不納欠損処分がなされていた。

国民健康保険料は公法上の債権（時効２年）であり、不納欠損処分に係る手続きについて時効の起算日に誤りはなく、督促、分納誓約、差押、交付要求による時効の中断措置も適切であった。

（7）滞納整理の管理体制について

滞納整理は、年度目標及び年間スケジュールを設定し、収納活動の手引きや保険料徴収活動マニュアルに基づいて計画的に行われるとともに、収納推進課との合同滞納整理や日曜相談窓口の開設などにより回収の効率化に努めていた。また、納付指導員による滞納世帯の実態調査や納付指導も行われていたが、納付指導員から受け取る徴収金のチェック記録が残されていなかった。

・指摘事項

（1）延滞金について

滞納者は支払い能力に限界があり、未納保険料を優先して納付させるため、延滞金の徴収まで及ばないケースが見受けられる。しかし、延滞金の趣旨から、その適用については厳格な運用が望まれる。延滞金減免申請書に申請理由や調査内容の記録がないものがあったので改めること。　【是正改善事項】

また、起案日や決裁印がない申請書が見受けられたので注意すること。　【注意事項】

（2）滞納処分の執行停止について

滞納処分の停止決議書に調査結果が記入されていないものが見受けられたので、事務手続きの公正性を保つためにも必要な記録を残すよう改めること。　【是正改善事項】

（3）不納欠損に伴う生活実態調査について

不納欠損決議書に添付されている「収入・財産調査書」、「不納欠損調査(個人分)」が空白のものもあり、調査の事実が確認できないものが見受けられた。調査結果を記録として保存するとともに、決議書に記入するよう改めること。　【是正改善事項】

・所　　見

（1）予算編成と目標設定について

滞納整理を効果的に進めるため、滞納整理に対する行動計画を策定し、収納率に対する明確な目標を設定のうえ、次年度以降の予算を編成するよう要望する。　【努力要望事項】

（2）現年度分の収納率の向上について

平成２２年度から収納推進課に回収の困難な案件を移管しているが、保険年金課としては、新たな収入未済額の発生を抑制するため、現年度分の収納率の向上に取り組まれることを要望する。　【努力要望事項】

（3）　内部牽制体制について

納付指導員からの徴収金の受領をチェックした記録が残されていない状況であるので、現

金事故等の予防の観点から牽制体制を整えること。　　　　　　　　　　　　【努力要望事項】

（４）保険料の支払方法について

平成１７年度から保険料の口座振替は年間９回払いに変更となっている。一方、１回あたりの保険料の支払いが高額になっている加入者も見受けられる。１回あたり支払額を低く抑えることにより、支払いやすい環境に整備するなど保険料の支払方法についても検討すること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【検討事項】

（５）納付相談について

窓口での納付相談が混雑する場合には、待ち時間を利用して事前に相談内容の聞き取りを行っているが、来庁者に事前に相談内容を記入してもらい対応するなど、効率的な納付相談に努めることにより、滞納者の生活実態に応じた納付指導がより一層充実できるよう努めること。

なお、昼休憩時間帯についてもサービスが低下しないような窓口体制づくりを要望する。

【努力要望事項】

（６）滞納者との面談について

担当者が多数の案件を抱え、訪宅する時間を確保できない状況は理解するが、長期滞納者に対しては、呼び出しに応じない場合には、「収納活動の手引」に基づき、随時に訪宅して滞納者との面談に努めること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【努力要望事項】

３　介護保険料　【担当課　福祉部　介護・高齢福祉課】

・制度の概要

介護保険制度は、従来の老人福祉と老人医療に分かれていた高齢者の介護に関する制度を再編成し、介護が必要な人や介護する家族の負担を社会全体で支えることを目的として、公平で効率的な社会的支援システムとして構築された制度であり、自助を基本としながら相互扶助によって賄う負担と給付（サービス）の関係に明確な社会保険方式が採用されている。

介護保険は、４０歳以上の全ての人が加入し、年齢によって６５歳以上の「第１号被保険者」と４０歳以上６５歳未満の「第２号被保険者」に分かれる。

介護保険に必要な経費のうち、原則として３０％は４０歳以上６５歳未満の人、２０％は６５歳以上の人の保険料で支えられている。介護保険料は、四日市市で必要と見込まれるサービスの総費用（３年間平均）のうち、第１号被保険者の保険料負担分をその人数と９期で割って月額の基準額を決め、そのうえで、所得に応じて８段階に調整して保険料額が決められている。

介護保険料の徴収は、第１号被保険者にあっては、年金から差し引かれる方法（特別徴収）と市から送付される納付書又は口座振替で収める方法（普通徴収）によっている。また、第２号被保険者にあっては、加入している医療保険料（国民健康保険料・職場の健康保険料など）に併せて徴収されている。なお、第１号被保険者のなかで概ね８９％が特別徴収、１１％が普通徴収であり、普通徴収のなかで口座振替利用率は５１．３％となっている。

保険料の賦課、徴収については、保険料係で担当しており、一定期間、保険料の未納が続くと、文書、電話、訪宅による催告を行い、また、滞納者が介護サービスを利用する場合には、保険給付費の償還払い化など給付制限を行い、滞納者と窓口相談する機会を増やし、保険料の早期納付を指導している。平成２２年度からは、税外収入の債権回収を一本化するため、収納推進課に債権回収が困難な案件について移管を行っている。

・組織、人員

介護保険料の徴収及び滞納整理に関する事務は、介護・高齢福祉課の保険料係で行っており、その組織図は、次のとおりである。

福祉部長 ― 次長 ― 介護・高齢福祉課長 ― 課長補佐 ―┬― 管理係
├― 高齢福祉係
├― 保険料係（職員１名、兼任４名）
└― 認定審査係

（　　）は、徴収、滞納整理業務の担当者数

（１）収入未済額の状況について

平成１７年度から平成２１年度における収入未済額及び不納欠損額の推移は、下表のとおりである。

（単位：千円）

年度	区分	収入調定額	収入済額	収入未済額	収納率	不納欠損額
Ｈ２１	現年度	3,184,437	3,129,781	54,655	98.3%	0
	過年度	147,648	12,757	96,432	8.6%	38,458
Ｈ２０	現年度	3,196,477	3,142,108	54,369	98.3%	0
	過年度	161,673	9,556	121,785	5.9%	30,331
Ｈ１９	現年度	3,074,473	3,021,813	52,660	98.3%	0
	過年度	149,072	11,489	109,328	7.7%	28,254
Ｈ１８	現年度	2,950,856	2,869,552	81,304	97.2%	0
	過年度	103,326	9,714	67,914	9.4%	25,697
Ｈ１７	現年度	2,283,233	2,241,576	41,657	98.2%	0
	過年度	91,249	10,685	61,728	11.7%	18,836

（２）収入未済額に係る記録について

賦課状況、納付履歴、未納状況、滞納情報、交渉記録、滞納処分、分割納付など滞納状況に係る記録は介護保険システムで記録し管理されていた。また、督促状・催告書の発送、滞納整理対象者一覧表等は電子及び紙帳票で記録し管理されていた。

また、居所不明者の把握についても、関係課、関係機関及び住民登録情報による調査のうえ、再発送を行うなど適切に事務処理がなされていた。

（３）滞納整理事務について

督促状の発送事務については、四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例

において、「納期限後２０日以内に納付の期限を指定して督促状を発するものとする。」とされており、当該条例に基づき、適切に事務処理が行われていた。

また、催告書の発送事務については、８月と翌年２月にそれぞれ発送され、介護保険システム内に的確に記録されていた。

滞納整理を的確に行うには、必要な情報を収集し、今後の対応策の判断材料とすることが必要である。そのためには、滞納原因の把握が必要不可欠である。

担当課では、文書催告、電話、窓口相談の機会を捉えて、滞納者との折衝を図るなど実態把握に努めていた。

納付指導については、文書催告等により来庁した者への納付指導や電話催告による納付指導を実施していた。また、一括納付ができない真にやむを得ない事情がある場合には、納付誓約書の提出を求め、分割納付を認めている。

延滞金については、四日市市介護保険条例に定めるところにより徴収されており、適切に事務処理がなされていた。

（４）債権の保全・徴収努力について

介護保険料は法律で定められた公法上の債権であり、自力で強制徴収が可能な債権であるが、単独での差押による滞納処分は行っていない。

文書催告により来庁した者への納付指導、電話による納付指導、また、訪宅による滞納整理を実施している。

（５）滞納処分の実施状況について

介護保険制度上の滞納対策としては、滞納者が介護サービスを利用する場合に、保険給付費の償還払い化などの給付制限により滞納者との窓口相談を行う機会を増やし、保険料の早期納付を指導しているが、滞納者の財産調査、執行停止後の資力回復状況の調査は行っていない。

（６）不納欠損処分の手続きについて

不納欠損額の全てが、介護保険法第２００条第１項に基づく消滅時効となっている。

不納欠損処分の時期については、介護保険法第２００条第１項の規定に基づき、時効が２年とされており、この規定により消滅時効となったものについて、市長決裁により不納欠損処分がなされていた。

不納欠損処分に係る手続き、時効の起算点に誤りはなく、また、督促・分納誓約による時効の中断措置も適正に処理されるとともに、その記録も適正に保存されていた。

（７）滞納整理の管理体制について

年間スケジュールに基づき、電話、訪宅などにより収入未済額の整理、回収に努めているが、滞納整理マニュアル、滞納整理方針は策定されていない。また、新規６５歳以上到達者への口座振替の勧奨を行っていた。

・指摘事項

特になし

・所　　見

（1）現年度分の収納率の向上について

介護保険料の現年度分の収納率を見るとほぼ横ばいであるが、職員体制は育休取得者の発生など厳しい状況である。平成２２年度から収納推進課に回収の困難な案件の移管を行っているが、新たな収入未済額の発生を抑制するため、現年度分の収納率の向上に取り組まれることを要望する。【努力要望事項】

（2）納付機会の拡大について

介護保険料の収納率を向上するためには、コンビニ収納など納付機会の拡大が有効であると考えるが、介護保険料については、その導入を見送っている状況である。市税や国民健康保険料においてはすでにコンビニ収納を始めており、市民が納めやすい納付環境の整備に努めること。【努力要望事項】

（3）滞納者の実態調査について

実態調査は滞納整理を的確に行うため、必要な情報を収集し、今後の対応方針の判断材料とするために必要不可欠である。介護保険料を滞納する要因は多種多様である。滞納に至る生活実態をしっかりと見極めることが重要であるので、今後は、滞納者の生活実態の把握に一層努めること。【努力要望事項】

（4）滞納処分について

滞納処分については参加差押や交付要求にとどまっているが、公平性の確保の面から２年の時効に対応できる事務処理体制の整備を含め、更なる取り組みの強化に努めること。

【努力要望事項】

（5）滞納整理マニュアルの整備について

滞納整理を進めるには、各担当者の能力（知識、経験、判断）によるところが大きいため、徴収手続きを具体的に示した「滞納整理マニュアル」を整備する必要があると考えるが、監査時において「滞納整理マニュアル」等の整備はされていなかった。本市における滞納整理を効率的に実施する視点に立って早期に整備することを要望する。【努力要望事項】

（6）滞納整理の管理体制について

市税と税外収入を一体的に債権管理を行うため、収納推進課に徴収事務の移管が始まっているが、今後は、収納推進課のノウハウを参考にするなど、より効率的な徴収体制や滞納整理の実施について検討すること。【検討事項】

4　市営住宅使用料　【担当課　都市整備部　市営住宅課】

・制度の概要

健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的（公営住宅法第１条）に市営住宅を設置している。

現在、市内にある市営住宅は、２７か所、３，０５２戸となっている。

入居できる者は、一般世帯住宅の場合、① 現に本市の区域内に居住し、又は勤務場所を有する者であること。② 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。③ その者の収入が、入居の申し込みをした日において一定の金額を超えないこと。④ 現に住宅に困窮していることが

明らかな者であることであり、この条件を具備していれば入居申込み資格がある。（四日市市営住宅条例第５条第１項）。また、単身者、高齢者世帯、障害者世帯及び多人数世帯については、別途、条件が示されている。

そして、入居の申込みをした者の数が、募集戸数を超える場合において、公開抽選により入居予定者を決定する。（同条例第１１条）

入居予定者は、敷金の納付及び連帯保証人２人の連署する請書を提出することにより、入居が許可される。（同条例第１４条）

使用料は、毎年度、世帯の収入に基づき算出された家賃算定基礎額に立地係数、規模係数、経過年数係数及び利便性係数を乗じて決定される。入居者は、その月分の家賃を毎翌月末日までに納付しなければならない。

市営住宅使用料については、口座振替、金融機関、地区市民センター及び市営住宅課窓口、集金によって収納している。納期限を過ぎても払い込みがない場合、督促状、文書催告によって納付を促しているが、入金や連絡がない場合、期限を定めて呼出状を送付し、連帯保証人にも納付指導の依頼文書を発送している。電話による催告や訪宅を行い、直接本人と交渉し、集金や分納誓約を求めている。

この債権は、本市の場合、私法上の債権と位置づけているため、誠意のない長期滞納者に対する滞納整理にあたっては、平成１９年度以降、支払督促、即決和解、少額訴訟、明渡し訴訟など法的措置による強制手続を行っている。

・組織、人員

市営住宅使用料の徴収及び滞納整理に関する事務は、市営住宅課の住宅係で行っており、その組織図は、次のとおりである。

都市整備部長 ― 次長 ― 市営住宅課長 ― 課長補佐 ┬ 管理係
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└ 住宅係
（職員１名、嘱託２名）

（　　）は、徴収、滞納整理業務の担当者数

（１）収入未済額の状況について

平成１７年度から平成２１年度における収入未済額及び不納欠損額の推移は、下表のとおりである。

（単位：千円）

年度	区分	収入調定額	収入済額	収入未済額	収納率	不納欠損額
H２１	現年度	432,211	400,110	32,101	92.6%	0
	過年度	292,965	32,127	260,838	11.0%	0
H２０	現年度	431,015	396,918	34,097	92.1%	0
	過年度	292,496	33,628	258,868	11.5%	0
H１９	現年度	426,839	394,415	32,424	92.4%	0
	過年度	296,226	36,154	260,072	12.2%	0
H１８	現年度	429,553	390,057	39,496	90.8%	0
	過年度	294,544	37,643	256,730	12.8%	171

Ｈ１７	現年度	422,101	380,623	41,478	90.2%	0
	過年度	296,690	43,624	253,066	14.7%	0

（２）収入未済額に係る記録について

名義人氏名、住所、生年月日、国籍、連絡先、納付記録、収納履歴、未納明細、連帯保証人情報、分納状況、交渉記録など滞納状況及び滞納理由の把握並びに記録管理については、市営住宅課の滞納整理システムにより記録され、適切に保存されていた。収入未済額に係る記録は適切に記録され、管理されていた。

また、納入通知書や催告書が返送され、連絡がとれない場合など居所不明者への対応については、住民登録情報を確認のうえ、再発送するなど適切に事務処理されていた。

しかし、督促及び文書催告の発送した記録を文書としてその記録を保存していない。

（３）滞納整理事務について

市営住宅使用料の納入通知については毎月末日までに送付を行い、納入がない場合は、納期限から概ね１４日経過後に、督促状を発送して請求する方法で管理されていた。

督促状等を発送後も引き続き未納が続き、納入が履行されない場合には、文書催告、電話による催告や訪宅を行い、早期の納付を促し、一定期間以上の長期にわたる滞納者については、期限を定め本人への呼出状とともに、連帯保証人に納付指導を依頼する。本人と面談し、市営住宅の家賃確認兼納付誓約を結ぶなど納付指導を行っている。

窓口での納付指導等により家賃確認書兼納付誓約書を結んでいるが、受付印を押し文書としてその記録を保存していない。

滞納整理を的確に行うには、必要な情報を収集し、今後の対応策の判断材料とすることが必要である。そのためには、滞納原因の把握が必要不可欠である。

担当課では、文書催告、電話による催告、訪宅などの機会を捉えて、滞納者との接触を図るなかで実態把握に努めている。

四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第４条に規定されている市営住宅使用料の未納家賃の延滞金については、当分の間、納付義務を免除するものとすると決裁により決定しており、未納家賃の延滞金については徴収していない。

（４）債権の保全・徴収努力について

収入未済額の整理、回収については、文書催告、電話による催告、訪宅を通じて債権の保全、徴収努力しており、平成１９年度からは支払督促、明渡し訴訟による法的措置や強制執行、平成２１年度からは即決和解、少額訴訟による法的措置も執行している。

（５）滞納処分の実施状況について

市営住宅使用料については、水道料金や公立病院診察料金と同様に差押など自力での滞納処分ができず、裁判所に申し立てを行い、判決による強制執行となる。そのため、訴訟手続きにより債務名義を取得して、裁判所への強制執行の申し立てを行い、判決による強制執行を行っている。預金、給与などの金銭債権の差押を行っている。

（６）不納欠損処分の手続きについて

平成１８年度に１件不納欠損処分を行っているが、平成２１年度は行っていない。

（７）滞納整理の管理体制について

文書催告、電話などにより収入未済額の整理、回収に努めている。督促状や文書催告、法的措置に関するフローチャートを滞納整理対応マニュアルとして使用しているが、収納推進課や保険年金課が作成している滞納整理マニュアルや滞納整理方針に相当するものは整備されていない。

また、生活保護受給者の場合、住宅使用料の代理納付により収納するなど保護課と連携した対応をしていた。

・指摘事項

（１）督促、催告について

督促及び催告については、滞納整理システム上で市営住宅使用料の収入未済のリストを打ち出して、督促状及び催告書を発行しているが、それを発送する際には、発送リストを文書として保存するよう改めること。【是正改善事項】

（２）家賃確認及び納付誓約について

督促及び文書催告の後に、市役所窓口への来庁を促し滞納分について債務承認及び納付指導を行っているが、その際、家賃確認書兼納付誓約書に受付印を押し文書としてその記録を保存するよう改めること。【是正改善事項】

・所　　見

（１）連帯保証人について

入居予定者は、その手続きとして敷金の納付、連帯保証人２人を連署した請書の提出等を行うが、その際、入居者が住宅使用料を滞納した場合、連帯保証人は債務者と連帯して債務を負担しなければならないという意識づけを徹底すること。【努力要望事項】

（２）代理納付の徹底について

入居手続の際には住宅使用料の口座振替を奨励しているが、生活保護受給者が入居する場合には、保護課と連携して住宅使用料の代理納付を徹底するよう要望する。【努力要望事項】

（３）納付指導について

市営住宅には住宅困窮者に対する福祉的要素があることは理解するが、これ以上、収入未済額を増やさない、新たな滞納者を出さないという強い姿勢で債務者への納付指導にあたること。

【努力要望事項】

（４）延滞金について

市営住宅入居者の未納家賃にかかる延滞金については、当分の間、その納付義務を免除するものとするとしているが、延滞金は、納期内納付者との負担の公平性を確保するため、また、納期内納付を促し、ひいては長期滞納者の抑制につながることから、延滞金を徴収することについて検討すること。【検討事項】

（５）強制徴収について

誠意のない滞納者に対し、一定の基準のもと支払督促、即決和解、少額訴訟、明渡し訴訟など法的措置を講じ、債務名義を取得のうえ、給与、預金の差押など強制執行を行っているが、

回収できる見込み額が訴訟費用を上回る範囲において、回収する債権として不動産についても検討すること。　【検討事項】

（６）滞納整理マニュアル等の整備について

督促や文書催告、法的措置に関するフローチャートを滞納整理対応マニュアルとして使用しているが、収納推進課や保険年金課が作成している「滞納整理マニュアル」に相当するものは整備されていなかった。滞納整理を効率的に実施する視点に立って早期に整備すること。

また、滞納整理にあたっては、目標や年間計画など滞納整理方針を策定して、計画的に実施すること。　【努力要望事項】

（７）不納欠損処分について

市営住宅使用料の不納欠損処分にあたっては、全庁的に取り組んでいる債権管理に関する検討結果を踏まえて、適切に行うよう努めること。　【努力要望事項】

第４　まとめ

平成２１年度において、本市の一般会計・特別会計における収入未済額の総額は６３億５，４２３万円で、前年度の６５億９，８１３万円と比較すると２億４，３９０万円、３．７％減少している。収入未済額は、平成１２年度７１億２，２４３万円がピークとなっており、平成１８年度に５７億７，１３３万円まで減少したが、ここ数年は６０億円台で推移している。

一方、平成２１年度の不納欠損額総額は、１０億２，６４４万円で、前年度の８億３，２６４万円と比較すると、１億９，３８０万円、２３．３％増加している。特に不納欠損額については、この２年間の増加が顕著となっている状況である。

市税については、地方税法に基づき、市民が等しく納税の義務を負うものであるが、税以外の国民健康保険料、介護保険料、市営住宅使用料などについては、行政サービスの受益者として特定されるものであり、受益者が負担する財源をもって当該事業運営がなされるものである。したがって、市自らがなすべき徴収事務を怠ることなく、確実に履行することが重要であり、このことが納入者の納付意識の高揚につながるものである。

地方分権時代における自主財源の確保は、市民の福祉増進を図るための最重要課題となっており、市税、国民健康保険料、介護保険料及び市営住宅使用料などの収納率の向上については、徴収に直接携わる職員のみならず、全職員一人一人が未収金に対する共通の意識を持って、滞納整理に向けて積極的に取り組まれることを期待するものである。

ここでは、収入未済の発生から滞納整理、不納欠損処分に至る事務の流れの中で、全庁的に共通する項目、特に留意すべき事項について、包括的な意見を述べることとする。

(1) 滞納整理における目標管理

収納率の向上や滞納額の削減は、市財政の運営及び税等の公平性の確保にとって重要な要素である。例えば、市税の収納率が０．１ポイント向上するだけで、毎年約６，０００万円程度の増収効果をもたらす。また、市税等の滞納は結果的に大多数の善良な納税者の負担につながることにもなり負担の公平性を揺るがす問題でもある。

効果的に収入未済額の管理を進めるためには、滞納整理における目標管理を徹底させることが重要である。収納推進課においては、滞納整理基本方針を策定し、滞納整理事務処理要綱や滞納

整理マニュアルに基づき、年度内に達成すべき目標を掲げて、年間スケジュールに沿って各種の滞納整理活動を実施し、収納率の向上や収入未済額の整理、回収に取り組んでいる。このような取り組みは、その他税外収入の滞納を抱える関係各課には参考となるものである。

滞納を抱える関係各課が連携し、滞納者との交渉にあたる内部協力体制を構築することが必要である。平成２２年度から市税と税外収入の債権管理を一本化するため、納税課を収納推進課に改組し課内に税外収納推進係を設置し、公法上の債権で強制徴収ができる国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所負担金の徴収事務が移管された。税と国民健康保険料は８０％近く債務者が重複しており、滞納者に対する相談窓口を一本化することにより、効率的な滞納整理が期待できる。関係各課においては、先進的に滞納整理に取り組んでいる収納推進課のノウハウを参考にして、現年度分の収納について効率的な徴収体制を検討する必要がある。

(2) 滞納者情報の共有化

滞納者情報は、滞納者との折衝状況等を管理するものであり、訪宅徴収や納付指導など滞納整理を効果的かつ円滑に進める上で欠くことのできないものである。担当者が不在の場合や交替した場合においても滞納者への納付指導などが適切に行えるよう正確かつ詳細に記録するとともに、徴収担当者間における適切な情報の共有化が図られていなければならない。

また、滞納整理を全庁的に行うには、その前提として滞納整理に関する関係部署間における情報の共有化も必要である。

(3) 滞納者の生活実態調査

収入未済額が発生する理由は収入の性質により多種多様である。国民健康保険料については保険証を本証から被保険者資格証明書又は短期被保険者証に切り替え、滞納者との窓口相談を行う機会を増やし保険料の早期納付を促しているが、滞納に至る生活実態をしっかりと見極めることも重要である。介護保険料についても、滞納整理を的確に行うため、必要な情報を収集し、今後の対応策の判断材料とすることはもとより、これらの生活実態調査を通じて、介護サービスの見直しなどに有用な情報が得られるなど、滞納者の生活実態を把握することには、別の面においてその効用が期待できる。収入未済額や滞納を抱える関係各課においても、滞納者の生活実態を調査することが重要である。

(4) 口座振替等の促進

市税等の収納方法には、窓口納付、口座振替などがあるが、とりわけ、口座振替による収納は納入義務者の利便性を確保するとともに、滞納の発生防止の観点からも有効な手段であると考えられる。したがって、本市の全ての収納金については、口座振替を基本としてこれを促進することが、収納率の向上につながると考える。納入義務者に口座振替の利用を促す仕組みについても検討のうえ、広報、納付窓口などによるＰＲを進めて、口座振替の奨励に努力する必要がある。

また、納入義務者の利便性を増すことや滞納の発生防止の観点から、金融機関、地区市民センター、各課窓口以外に、コンビニでの納付についても市税担当課や保険年金課の実施状況を検証して検討する必要がある。

(5) 延滞金の徴収

延滞金は、税金などを納期限までに納付しない場合、法律や条例に基づき滞納した期間に応じて徴収するものである。延滞金の徴収は、納期内納付者との負担の公平を図ることにあるが、納期内納付の促進を図り、ひいては滞納者の増加の抑制にもつながるものである。

税を含めた全ての使用料等について、徴収することが基本であると考えられる。行政サービスの受益者が特定される使用料等についても、その徴収に努力するべきである。

(6)　不納欠損処分の時期

不納欠損処分は、すでに納付義務が消滅した収入未済を翌年度に繰り越さない手続きであり、その手続きについては適法に行う必要がある。納付義務の消滅後、直ちに行うことが望ましいが、遅くとも納付義務が消滅した年度内に行うことが必要である。